

支部名： 四国支部

2 0 2 3 年 度 支 部 活 動 報 告

収入 記入 欄	①2022年度末(4月末日)残高	221,914
	②2023年度に振込された支部活動費	0
	③受取利息等の収入	0
	④収入の合計(①+②+③)	221,914

実 施 内 容	開催日	開催場所	役員 参加人数	参加人数 (役員除く)	主 要 議 題 等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
5/17口座残高本部へ戻入												221,914	221,914
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
	⑤合計					0	0	0	0	0	0	221,914	221,914
										⑥2024年4月末銀行残高 (④－⑤)		0	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。

・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

※本部預かりに伴い2023年5月17日解約・残金本部へ返金済

2024年度支部活動計画

支部名 四国支部

実施内容	開催予定日	開催予定場所	役員 参加予定 人数	参加予定 人数 (役員除く)	主要議題等	使用経費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
支部行事	10月	未定	1	20～30	就職セミナー	0	5,000	15,000	15,000	30,000	0	0	65,000
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
合計						0	5,000	15,000	15,000	30,000	0	0	65,000
										⑥2024年4月末日銀行残高		0	
										2024年度必要入金額		65,000	

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

桃山学院大学教育後援会四国支部規約

(名称)

第 1 条 本支部は、桃山学院大学教育後援会四国支部と称する。

(事務所)

第 2 条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約（以下「教育後援会規約」という。）に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 桃山学院大学教育後援会（以下「教育後援会」という。）が行う事業への協力及び支援。
2. 教育後援会の地域的な諸問題への対処。

(会員)

第 5 条 本支部の会員は、教育後援会会員のうち徳島県・香川県・愛媛県・高知県に在住する者とする。

(会計)

第 6 条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて入れた寄付金で支弁する。

- 2 本支部の会計年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わるものとする。
- 3 本支部の収入及び支出については、毎年 1 回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第 7 条 本支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

1. 支 部 長 1 名
 2. 副支部長 若干名
 3. 会 計 若干名
 4. 会計監査 若干名
 5. 支部委員 若干名
- 2 前項の支部役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、会員資格の根拠となる学生の卒業、退学又は除籍後 2 年をもって限度とする。

(役員の選任)

第 8 条 支部役員は、支部役員会において会員のうちから選任する。

- 2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。
- 3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において選任することができる。

(役員の職務)

第 9 条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
4. 会計監査は、支部の会計を監査する。
5. 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部長が推薦し、本部の承認を得るものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため、次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

1. 支部会

- (1) 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見をいただく。
- (2) 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

2. 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

- ①支部会において報告する運営事項の原案決定
- ②第 8 条第 2 項の規定による支部役員の選任
- ③その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(緊急事項)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(改正)

第 13 条 この支部規約は、本部役員会の承認により改正することができる。

附 則

本会の設立年月日は、1977（昭和52）年8月1日とする。

この規約は1995（平成7）年7月2日の四国支部会の決議を経て実施する。

この規約は1998（平成10）年8月9日より改訂実施する。

この規約は、2003（平成15）年6月28日から実施する。

この規約は、2019（令和元）年6月23日から実施する。

この規約は、2020（令和2）年9月26日から実施する。